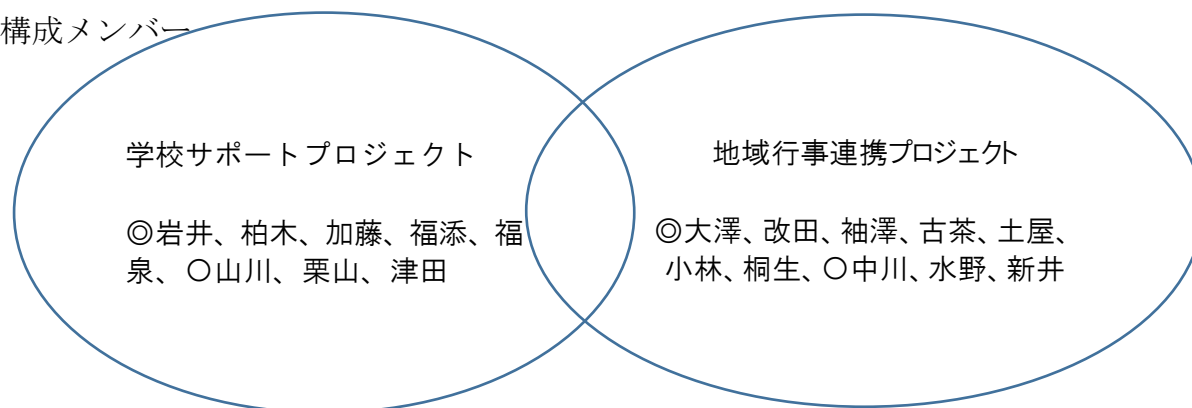


# 令和元年度厚木市立睦合中学校コミュニティ・スクール(学校運営協議会) 運営要項

- 1 コミュニティ・スクールとは  
保護者や地域の人が一定の権限と責任を持って学校運営について協議する機関を、学校運営協議会といい、この学校運営協議会を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」といいます。  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5)
- 2 学校運営協議会の主な役割と機能  
(役割) 学校運営に地域住民等の参画を促進し、学校の応援団として地域の実情を踏まえた特色ある学校づくり推進する。  
(機能) ・校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。  
・学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる。  
・教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるすることができる。
- 3 学校運営協議会設置の柱  
①地域連携…地域行事、防災訓練等への生徒の参加受け入れ態勢、学校との調整等  
②学校の学習活動、行事等への地域人材の発掘および調整  
③健全育成…地域における生徒の非行防止等、健全育成に関わる取り組み
- 4 学校運営協議会の具体
  - (1) 活動方針
    - ・既存の取り組みを効果的に進める
    - ・前年度の反省を受けて、見直すものと新たに生徒にとって有益なものを選別する
    - ・負担にならない範囲で活動を推進する
    - ・協議会委員には協議の際に支援をしていただくためにも授業参観等、現状を把握していただく機会を設ける
  - (2) 組織
    - ・会長は岩井頼造氏、元 PTA 会長、副会長は大澤雄次氏、睦合北公民館長
    - ・書記、栗山 会計、教頭
    - ・二つの部会を構成し、それぞれの連携を推進

構成メンバー



- ・部会のチーフ◎は地域関係者で学校職員代表○と連絡調整を行い、活動の具現化を図る

(3) 議事録をつけて、協議会および活動の記録を整理する（担当は書記）

(4) グランドデザインの PR、本協議会の H・P での PR

(5) 今年度の活動予定

第一回学校運営協議会

令和元年6月25日（火）14：30～

内容 授業参観、今年度の学校経営方針について、行事予定、グループ別熟議（今年度の活動の検討、並びに段取り等）

第二回学校運営協議会

令和元年11月22日（金）15：00～

内容 学校評価（生徒・保護者アンケートから）、グループ別会議（活動の進捗状況と今後について）

第三回学校運営協議会

令和2年2月27日（木）14：30～

内容 学校評価の報告、次年度の方向性について、今年度の振り返り（グループからの活動報告）、